

セーフティネット保証5号（イ）について

セーフティネット保証とは、経営の安定に支障が生じている中小企業者を、一般保証（最大2.8億円）とは別枠の保証の対象とする資金繰り支援制度です。

セーフティネット保証5号では、特に重大な影響が生じている業種について、一般枠とは別枠※1で借入債務の80%を保証します。

(※1 最大2.8億円、4号と同枠)

経済産業大臣が指定する、業況の悪化している業種に属し、経営の安定に支障が生じている中小事業者の方は、セーフティネット5号（イ）が申請可能です。

◎留意事項

- 申請書及び売上高等記入書類に記入された数値等については、原則として裏付けとなる書類を提出していただく必要があります。
- 金融機関等の方が申請業務を代行する際は、委任状が必要となります。
- 申請書等に記載された金額等に誤りがある場合、訂正印として会社の代表者印（丸印）を押印していただくこととなりますので、可能であれば代表者印を持参してください。
- 認定書は、申請日からおおむね2日後（土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始を除く）の午後1時以降に商工観光課の窓口でお渡しします。

◎申請に必要な書類（*：指定用紙）

* (1) セーフティネット保証5号 申請書（2通）※
* (2) セーフティネット保証5号 売上高等記入書類（1通）※
(3) 【法人のみ】履歴事項証明書（法務局・3か月以内のもの）の写し（1通）
(4) 【個人のみ】直近の所得税の確定申告書の写し（1通）
(5) 指定業種を営んでいることを証明する書類の写し（1通）（許認可証、カタログ等） ただし、履歴事項証明書、確定申告書、決算報告書等で業種を明らかにすることができる場合には不要。
(6) 直近の決算書のうち、決算報告書の写し（1通）
(7) (2)の書類で記入した期間の売上高等が確認できる書類（売上台帳・試算表等）の写し（1通） ※売上高を比較する前年同月がすでに新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合、 原則として前々年の同月と比較してください。

※申請書類(1)及び(2)については、該当する対象者要件によって使用する様式が異なります。
使用する様式については、裏面にてご確認ください。

セーフティネット保証5号の指定業種が拡充されました

民間金融機関による実質無利子・無担保・据置最大5年の融資において、セーフティネット保証や危機関連保証の利用を要件としていることから、業種が限定されているセーフティネット保証5号について、全業種が指定されました。（指定期間：令和3年6月30日まで）

◎ 指定業種の確認について

申請する前に業種を必ずご確認ください。指定業種を営んでいることが申請の条件になります。

【中小企業庁ホームページ】

指定業種一覧 http://www.chusho.meti.go.jp/kinyu/sefu_net_5gou.htm

産業分類 http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/H25index.htm

◎対象者要件と使用する提出書類の様式について

通常の申請書に加え、認定基準緩和により、「今後の見込みを含む最近3ヵ月間の売上高等の比較」で申請が可能となりました。また、業歴3ヶ月以上1年1ヶ月未満の事業者等については、「過去3ヶ月（最近1ヶ月を含む。）の平均売上高の比較等」で申請が可能となりました。

通常の様式例			
	全業種指定における様式		様式第5-(イ)-②'
認定基準緩和の様式例			
	全業種指定における様式		様式第5-(イ)-⑤'
創業者等運用緩和の様式例			
※	全業種指定における様式	①最近1ヶ月と最近3ヶ月比較	様式第5-(イ)-⑩'
		②令和元年12月比較	様式第5-(イ)-⑪'
		③令和元年10-12月比較	様式第5-(イ)-⑫'

※以下の条件の方は運用緩和の様式⑩'、⑪'、⑫'で申請可能です。

- ・業歴3か月以上1年1か月未満の創業者の方
- ・前年以降店舗や業容を拡大したため前年との比較が困難な方

セーフティネット保証5号については、(イ)のほか、下記に該当する(ロ)の申請もあります。

(ロ)に該当する場合は市役所までお問い合わせください。

経済産業大臣が指定する、業況の悪化している業種（細分類で判断）に属する事業を行う中小事業者で、原油等の価格が著しく上昇しているにも関わらず、製品等の価格の引き上げが困難で経営の安定に支障が生じている場合（「原油等の最近1ヶ月の平均仕入単価が前年同月比で20%以上上昇」し、「売上原価に対する原油等の仕入価格の割合が20%以上」で、「最近3ヶ月の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入価格の割合を上回っている」等。）

◎申請・問合せ先

八潮市役所 商工観光課 商工・企業立地係 TEL 996-2111 内線479・384